

令和 8年 5月

## 令和8年度 神奈川県 地域資源活用・地域連携地域プランナー 候補者募集について

Chiiki Base—地域資源活用・地域連携サポートセンター

Chiiki Base —地域資源活用・地域連携サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）では、地域資源や農林水産物等を活用した商品サービス開発や、地域の事業者同士の連携により価値創出に取り組む事業者の経営改善戦略の作成・実行を支援するため、地域資源活用・地域連携地域プランナー（以下「地域プランナー」という。）として登録を希望する方を募集します。

### 1. 主な業務内容

サポートセンターからの依頼に応じた次の事項

- ・事業者の経営の発展段階に即した課題解決、経営分析・診断、商品サービス開発、販路開拓等の支援、地域の事業者同士の連携による商品サービス開発支援
- ・総合化事業計画の認定に向けた経営分析・診断等の支援 など

### 2. 応募資格

次の要件を満たしていること

#### (1) 業種等要件

次の分野のうち1つ以上の分野について支援経験を有していること

となお、支援経験は6次産業化等に限定しない

ア) 野菜    イ) 果樹    ウ) 酪農    エ) 肉牛    オ) 養豚    カ) 養鶏    キ) 米    ク) 水産  
ケ) 林産物    コ) 豆類    サ) 茶    シ) 麦類    ス) 蕎麦    セ) 花き・園芸    ソ) ジビエ  
タ) 自然的資源    チ) 歴史・文化的資源    ツ) その他

#### (2) 学識要件

(1)の業種について、次の1つ以上の分野について専門的知見を有していること

必須) 経営分析・診断

- 1) 農林水産物等の生産技術
- 2) 農林水産物等の加工技術
- 3) 新商品企画の情報収集・分析
- 4) 新商品企画・コンセプト設計
- 5) 新商品の商品設計
- 6) 新商品の販路開拓
- 7) 新サービス企画
- 8) 新サービス設計

- 9) 新サービス販路開拓
- 10) 広告・宣伝（チラシ、PR 等紙媒体）
- 11) 広告・宣伝（SNS 等の WEB）
- 12) ブランディング
- 13) デザイン
- 14) 他事業者とのネットワーク構築支援
- 15) デジタル技術の活用
- 16) 地域活性化
- 17) 補助事業の情報
- 18) 認証制度
- 19) 経営管理
- 20) 人材育成
- 21) 資金調達
- 22) 申請書類等の作成
- 23) 農福連携
- 24) 知的財産等
- 25) 地域資源の可能性評価
- 26) その他

### (3) コミュニケーション能力要件

地域資源や農林水産物を活用した商品サービス開発等に関する支援や事業計画の作成について、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言をする能力を有していること

## 3. 選定方法

サポートセンターに設置する地域委員会において候補者を選定します。

書類審査の上、面接対象となった方に7月2日（木）10 時～13 時のうち 15 分程度で面接（オンライン）を実施いたします。

選定結果については、地域委員会で決定し、7月中下旬頃に全ての応募者に対して通知します。なお、地域プランナー候補者の選定に係る経過や選定結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

## 4. 業務形態及び謝礼等

業務は、サポートセンターからの依頼により実施していただきます。謝礼について、派遣は1回概ね3時間とし、32,000 円（税込、源泉対象）と旅費が別途支給されます。なお、派遣を依頼する期間は、令和9年3月上旬までとなります。

## 5. 応募方法と留意事項

応募に当たっては、次の事項についてご確認ください。

- (1) 登録申請は自薦によるものとし、「地域資源活用・地域連携地域プランナー登録申請書」

に必要な事項をご記入の上、次のとおり提出してください。

- ・募集期間 令和8年6月24日（水）12:00 まで
- ・提出方法 chiikibase★consulart.jp までメールでお送りください。

（★を@に変更の上、お送りください。）

- ・問い合わせ先

〒231-0015

横浜市中区尾上町5-80 中小企業センター

2F株式会社コンサラー ト担当：石井

- (2) 選定後、地域プランナーとして活動を行うためには、サポートセンターにて登録手続きが必要となります。
- (3) 地域プランナーとしての活動は、サポートセンターからの依頼に基づき実施するものです。依頼に基づかない活動は認められません。
- (4) 地域プランナーに登録されても、支援する事業者の課題に合わせて派遣を行うため、業務の依頼があるとは限りません。
- (5) 地域プランナー候補者及びその取り組みについて、必要に応じて本人への確認や関係者への調査を行うことがあります。
- (6) 登録申請書の内容に虚偽が認められた場合、選定結果は無効となります。

## 6. 個人情報の管理

個人情報については、提出先において適切に管理し、利用目的以外に第三者への開示、公表をせず、年度末に適切に処分します。

また、この事業は、神奈川県環境農政局農水産部農政課からの委託により実施しているため、個人情報を含めた情報は共有しますが、文書の保存期間終了後は適切に処分します。